

9月定例会で本委員会に五條市環境衛生施設周辺整備事業に伴う集会所設置条例の一部改正、五條市国民健康保険特別会計補正予算及び五條市介護保険特別会計補正予算の3議案が付託され、審議の結果、全員一致で可決されました。

委員会での質疑内容の一部を抜粋してお知らせします。

**五條市環境衛生施設周辺整備事業に伴う集会所設置条例の一部改正について**

**委員** ※2 普通財産に変更する理由は。

**答弁** 越替町集会所は、みどり園の建設に伴う周辺環境整備事業で、地区集会所という位置付けを条件として建設されたが、西吉野村・大塔村との合併により、2村のごみを受け入れる条件として増築の要望があり、早急に事業を進める必要があったため、開発行為等の申請が省けるよう市

立の集会所とするため設置条例を制定したものである。しかし、地元から、市立であれば地区以外の人も利用できるのではないかという話もあり、建設当初の位置付けに戻すものである。

**委員** 北山町と西久留野町の集会所は従来通りなのか。

**答弁** 従来通りである。

**平成27年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について**

予算総額に歳入歳出それぞれ11,967千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,212,967千円とするもので、歳出予算としては、平成26年度の退職者医療に係る療養給付費交付金が確定したことにより、社会保険診療報酬支払基金に対し超過交付金を返還するための療養給付費交付金返還金11,967千円で、その財源は、繰越金11,967千円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承しました。

**平成27年度五條市介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について**

**委員** 県内の市町村の中で五條市の介護保険料が高額となっている理由は。

**答弁** 五條市では、特別養護老人ホームが多く、また、高齢化率が33.2パーセント、65歳以上に占める後期高齢者の割合が54.1パーセント、要介護認定率が21.1パーセントと県下で上位であるため、第5期奈良県介護保険事業支援計画と比べて第6期の保険料は1千円近く値上がりしているものである。



**【花咲寮の今後について】**

厚生建設常任委員会では、平成27年6月8日に花咲寮の現地視察を行い、その後、7月14日、8月10日、9月7日、9月14日に、花咲寮の今後の

**委員会から提出された決議**

**五條市立養護老人ホーム花咲寮建て替えに関する基本計画策定業務の協議に対する決議**

五條市立養護老人ホーム花咲寮建て替えに関する協議において、これまで幾度となく協議を重ね、施設建設計画に必要な予算が総務文教常任委員会でも可決されましたが、あんしん福祉部を所管する厚生建設常任委員会においても、継続して協議が行われております。

今後においても、議会と理事者側が一丸となって、花咲寮の建て替え事業の推進に取り組んで行かなければと考えます。

よって、今後も必要な協議については、関係機関並びに議会とも様々な角度から十分協議を共に重ね、より利用しやすい快適な施設となるべく事業推進に努めるよう強く求める。

以上、決議する。

平成27年9月28日

五條市議会

計画について、報告を受け、施設規模、内容、建設場所等、再三再四協議を行ってきております。

今後も理事者側と一丸となって花咲寮建て替え事業の推進に取り組んで行かなければならないと考えており、これからは様々な角度から協議を重ね、より利用しやすい快適な施設となるべく事業推進に努めていきます。

今回、その思いから委員会として別添のとおり決議を提出しました。



## 平成27年第3回9月定例会の表決結果と議決結果

○=賛成 ●=反対 長=議長

議案名	養田 全康	平岡 清司	牧野 雅一	宗部 康寛	吉田 正	窪 佳秀	岩本 孝	福塚 実	山口 耕司	吉田 雅範	益田 吉博	大谷 龍雄	議決結果
地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書について	○	○	○	○	○	長	○	○	○	○	○	○	可決
土砂の埋立て等の規制に関する条例の制定を求める決議について	○	○	○	○	○	長	○	○	○	○	○	○	可決
花咲寮建て替えに関する基本設計策定業務の協議に対する決議について	○	○	○	○	○	長	○	○	○	○	○	○	可決

(以下は、全議員賛成のもと原案のとおり可決・承認・同意した議案)

議案名	議案の概要
専決処分の報告、承認を求めることについて (平成27年度五條市一般会計補正予算(第2号))	補正額予算額 725万円 (災害対策費及び道路道路橋梁災害復旧費の追加)
五條市個人情報保護条例の一部改正について	行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の整備 (平成27年10月5日から施行・第2条の規定)
職員の退職手当に関する条例の一部改正について	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う文言の整理 (平成27年10月1日から施行)
五條市手数料徴収条例の一部改正について	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードに係る規程を加え、住民基本台帳カードに係る規程を削る (平成28年1月1日から施行・ただし、通知カードに係る部分は、平成27年10月5日から施行)
五條市環境衛生施設周辺整備事業に伴う集会所設置条例の一部改正について	公の施設として位置付けされている越替町集会所を普通財産とするため (公布の日から施行)
五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について	事業内容の追加による計画の変更 (やまと広域環境衛生事務組合負担金、ごみ集積所情報管理事業並びにごみ処理中継施設基本計画策定事業等の追加)
平成27年度五條市一般会計補正予算(第3号)議定について	補正予算額 1億2,779万5千円 (企画費、鳥獣対策費、道路橋梁災害復旧費等の追加)
平成27年度五條市一般会計補正予算(第3号)議定に対する附帯決議について	五條市議会会議規則第14条第2項の規定により、総務文教常任委員会が附帯決議を提出 全文を12ページに掲載
平成27年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について	補正予算額 1,196万7千円 (交付金返還金)

議案名	議案の概要
平成27年度五條市介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について	補正予算額 8,158万3千円 (介護保険財政調整基金積立金及び国庫等償還金)
平成26年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について	一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計、大塔診療所特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療特別会計及び水道事業会計の10会計の平成26年度歳入歳出決算を認定
五條市監査委員の選任について	竹田和彦氏の選任に同意 (任期：平成27年10月1日から4年間)
五條市教育委員会委員の任命について	井本誓晃氏の任命に同意 (任期：平成27年9月30日から4年間)
五條市政治倫理審査会の委員の委嘱について	石田榮仁郎氏の委嘱に同意 (任期：平成27年10月1日から2年間)
五條市政治倫理審査会の委員の委嘱について	河田智樹氏の委嘱に同意 (任期：平成27年10月1日から2年間)
五條市政治倫理審査会の委員の委嘱について	谷向秀喜氏の委嘱に同意 (任期：平成27年10月1日から2年間)
五條市政治倫理審査会の委員の委嘱について	下村房夫氏の委嘱に同意 (任期：平成27年10月1日から2年間)
五條市政治倫理審査会の委員の委嘱について	平山邦男氏の委嘱に同意 (任期：平成27年10月1日から2年間)
五條市政治倫理審査会の委員の委嘱について	岡 伸子氏の委嘱に同意 (任期：平成27年10月1日から2年間)
五條市政治倫理審査会の委員の委嘱について	福谷寿加代氏の委嘱に同意 (任期：平成27年10月1日から2年間)
人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	片山邦彦氏、中永民子氏、山本美智子氏の推薦に同意 (任期：平成28年1月1日から3年間)
五條市議会会議規則の一部改正について	近年の男女共同参画の状況を鑑み、五條市議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため
〈報告案件〉 平成26年度五條市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告 平成26年度五條市一般会計及び特別会計の決算並びに基金運用状況の審査意見について	

### 議長交際費をお知らせします

議長交際費は、議長が五條市議会を代表して、議会運営上、特に必要と認める場合に予算の範囲内で支出する経費です。

支出にあたっては、社会通念上妥当と認められる範囲で、必要最小限になるよう努めています。

平成27年度の上半年（4月～9月）の支出状況は、次のとおりです。

☆その他経費	2件	10,925円
☆折衝接遇経費	2件	10,000円
☆儀礼的経費	5件	49,000円
☆賛助的経費	4件	49,955円
合計	13件	119,880円

### 五條市議会会議規則の一部を改正する規則

五條市議会会議規則（昭和57年6月議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条第1項中「付け」を「付け」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



